

非核兵器地帯をめぐる 新しい動き

2012年10月28日

中村桂子(長崎大学核兵器廃絶研究センター)

長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)

1. 学問的調査・分析を通して核兵器廃絶に資する情報や提言を発信する
2. その過程や成果を生かして学生の主体的な知識、思考、人間の形成に貢献する
3. 核兵器廃絶を願う地域市民に開かれたシンクタンクの役割を担う



長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)のモニター活動

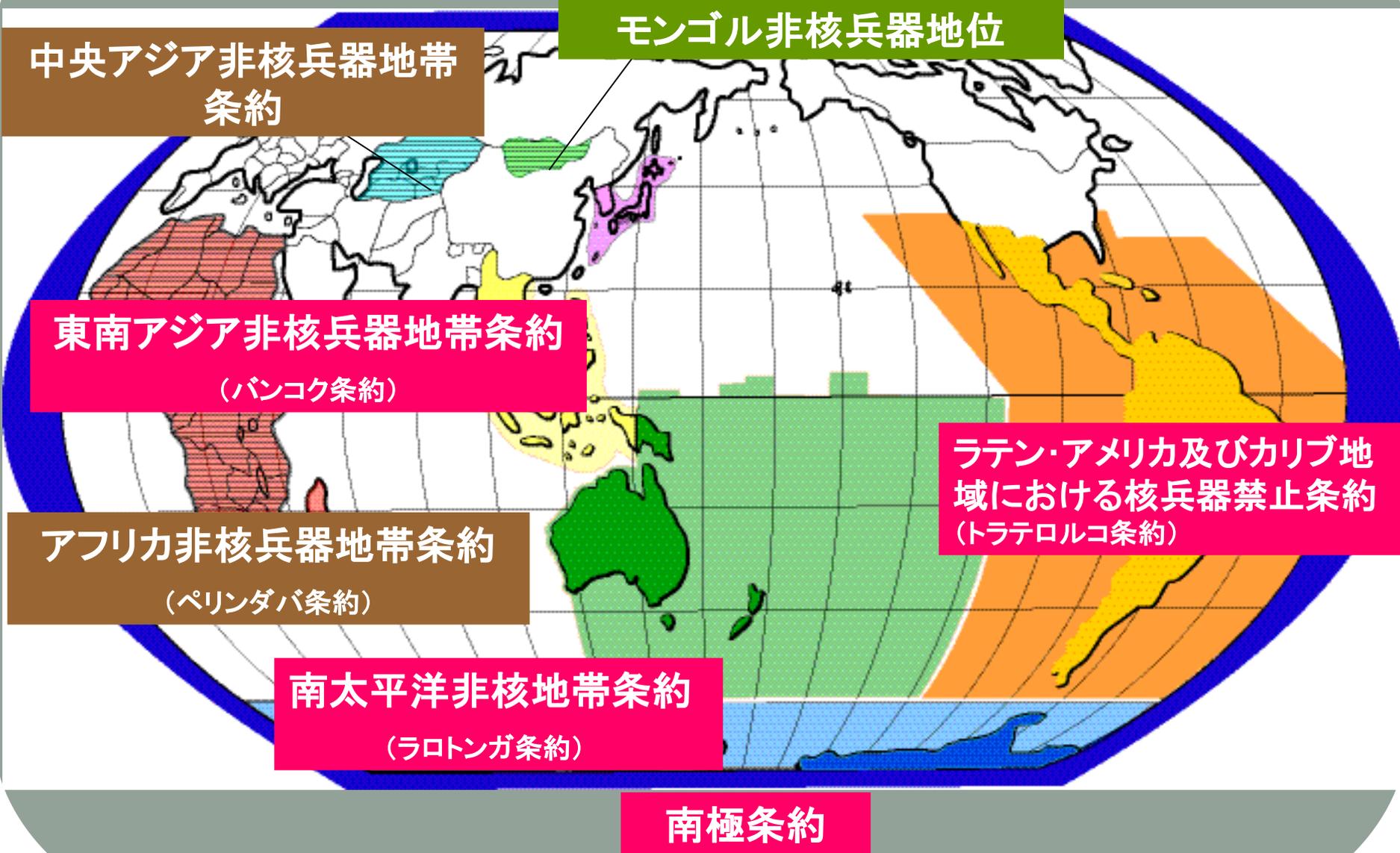


多国間軍縮協議の動向を分析、重要資料の翻訳とともにブログで発信

核不拡散条約 (NPT)
ジュネーブ軍縮会議 (CD)

国連総会第一委員会

世界に広がる非核兵器地帯＝「非核の傘」



非核兵器地帯の3つの要件

地帯内において、核兵器の開発、製造、実験、保有、配備などを禁止する。⇒核兵器の不存在

地帯に対する核兵器の使用や使用の威嚇を禁止する。⇒消極的安全保証

条約違反を防止し、違反などをめぐる紛争を解決する。⇒**遵守機構**を定めている

“世界的な核軍縮という理想は、それだけでもすでに十分行動する理由となる。しかし、この理想が、もっとも懐疑的な現実主義者が抱いている実際的な懸念にさえも応えるという具体的な恩恵と結合したとき、非核兵器地帯の主張は強力なものとなる。これこそが、非核兵器地帯が（中略）増大し続けている理由である。”

ジャヤンタ・ダナパラ
(パグウォッシュ会議議長、元国連

事務次長)

核兵器廃絶
『理想』
+
地域の安全保障
『実利』

文献からみた 北東アジア非核兵器地帯の提案

年月	提案者	提案の内容
1995年3月	ジョン・エンディコットら	非戦略核兵器に限定した限定的非核兵器地帯案。板門店を中心に半径2000kmの円形案、その後、米国アラスカ州の一部を含む楕円形案を提案。
1995年	アンドルー・マック	韓国、北朝鮮、日本、台湾を含む非核兵器地帯案。
1996年3月	金子熊夫	板門店を中心に半径2000kmの円形案。核兵器国と非核兵器国に別々の義務を課す。
1996年5月	梅林宏道	3つの非核兵器国(日本、韓国、北朝鮮)と3つの核兵器国(中国、ロシア、米国)による「スリー・プラス・スリー」案。
1997年10月	ジョン・エンディコットら	第一段階として、韓国、日本、モンゴル、(北朝鮮)の非核兵器国による限定的非核兵器地帯を創設する提案。
2000年6月	全星勲、鈴木達治郎	日本、韓国、北朝鮮の3か国条約の構想
2004年4月	梅林宏道ら	「スリー・プラス・スリー」案に基づく6か国条約のモデル条約を提案。
2007年春	J・エンフサイハン	一国非核兵器地位の積み重ねによる地帯形成の方法論を提案。
2008年11月	徐戴晶	朝鮮半島非核化南北共同宣言を議定書によって多国化する案。
2010年5月	ノーチラス・グループ	日本と韓国が日韓非核兵器地帯を形成し、そこから拡大する案。
2011年11月	モートン・ハルペリン	6か国協議の行き詰まり打開策として北東アジア非核兵器地帯を含む包括的条約を提案。

「スリー・プラス・スリー」北東アジア非核兵器地帯案



3

3つの非核兵器国
による**非核兵器**
の誓約

日本
非核三原則、原子力基本法
南北朝鮮
朝鮮半島非核化共同宣言
(1992. 1. 20)

+

3

3つの核兵器国
による法的拘束力の
ある**消極的安全保証**

北東アジア非核兵器地帯構想への 支持・関心の広がり

402の自治体首長(2012年7月27日現在)、北東アジアの非核兵器地帯化を求める声明に支持を表明。2011年8月、2012年3月の2度にわたって、地帯設立に向けた取り組みを日本政府に要請。

北東アジア非核化のための日韓国会議員の共同声明に超党派の国會議員98名(日本6党85人、韓国3党7人)が支持を表明(2010年7月現在)

2012年3月、「核軍縮・不拡散議員連盟」(PN
アジア非核兵器地帯促進ワーキングチーム
員)を創設。条約案骨子案をカザフスタンで発
開始、関係各国政府への働きかけ等を計画中



モートン・ハルペリン氏による 「北東アジア平和安全保障条約」提案

朝鮮戦争の戦争状態の終結

安全保障に関する恒久的協議会の設置：現在の6か国協議を母体に支援組織を含めて創設する。

敵対的意図がないことの相互宣言

核・その他のエネルギー支援

制裁の終結／条約違反への対応：いかなる国も違反に対する制裁を単独では行わない。

非核兵器地帯（3+3構想がベース）の創設

発想の転換へ： 手段としての「北東アジア非核兵器地帯」

岡田克也副総理

“北東アジア非核兵器地帯は核を北朝鮮に諦めさせるための手段になりうる”

(2012年4月5日、参議院予算委員会。浜田昌良議員（公明）の質

問に対する答弁)



『絶対ない』は『絶対ない』

“トラテロルコ条約に関わり始めた時、アメリカ、旧ソ連、イギリス、フランスという核兵器保有国の先輩外交官だけではなく、わが母国カナダの外交官からも、「時間の無駄だよ。こんな条約は合意できるわけがない」と言われた。（中略）条約が署名された後になっても、3つの核兵器国の外交官から条約の第二議定書（注：消極的安全保証）に絶対署名しないとされた。

『絶対ない』ということは絶対ないということ絶対意味しない、というのが政治と外交においては公理のように思われる。（中略）いまや、33か国全てのラテンアメリカ及びカリブ諸国と5つの核兵器国全てが参加している“

（トラテロルコ条約起草にかかわった、あるカナダ外交官のスピーチ）

非核兵器地帯提案（政府レベル）から条約発効までに要した期間

- ラテン・アメリカ及びカリブ地域における核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）：9年
- 南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）：14年
- 東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）：26年
- 中央アジア非核兵器地帯条約：16年
- アフリカ非核兵器地帯条約：48年